

保護者の皆様へ

東京都立南平高等学校長

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐために、罹患した児童生徒等が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません）。

これらの感染症の可能性があり、欠席させる場合には授業開始前に連絡をしてください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示により、他の人へ感染させるおそれなくなり、お子様を登校させる際には、下記の「学校において予防すべき感染症」による欠席届を保護者の方がご記入いただき、担任へご提出ください。

*病気の状況によっては医師の証明書を提出していただく場合があります。

担任	保健室

*文書の流れ→→

「学校において予防すべき感染症」による欠席届

東京都立南平高等学校長 殿

_____年 _____組 氏名 _____

下記の疾患について、_____月 _____日に医師の診断を受けました。

このため、_____月 _____日から _____月 _____日まで欠席しましたが、登校させますのでご連絡します。

病 名： _____

受診した医療機関名： _____

電話番号： _____

令和 _____年 _____月 _____日

保護者名 _____ 印

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準
(学校保健安全法施行規則第18、19条)

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	（条件によっては出席停止の措置が考えられるもの）	
	〔その他の感染症〕 溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎 手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ症、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）疥癬など